

平成24年度福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の申請について

平成24年1月

障害者支援課

平成24年度分（平成24年2月から平成24年3月サービス提供分）の福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の申請について、下記のとおり受付を行いますので、関係書類を作成の上、提出してください。

記

1 提出の方法

- ・平成23年度に本助成金の承認を受けた事業者 受付窓口へ郵送
- ・平成23年度に本助成金の承認を受けていない事業者 受付窓口へ持参

2 提出先（受付窓口）

- ・京都市内の事業者 京都府庁（障害者支援課）
 - ・京都市以外の市町村の事業者 事業所所在地を所管する京都府保健所
- ※ 詳細は、別添『福祉・介護人材の処遇改善事業助成金』受付窓口について』を御覧ください。

3 申請期限

(1) 平成24年2月サービス提供分から適用の場合

平成24年1月31日（火）（郵送の場合は必着）

上記期限後も受け付けますが、初回の助成金の支払いが24年4月より遅れる場合があります。また、24年2月末日までに申請がない場合、24年2月分は交付対象となりませんので御注意願います。

(2) 平成24年3月サービス提供分のみ適用の場合

平成24年3月30日（金）まで随時受付を行います。申請が3月6日（火）を過ぎますと、助成金の支払いが5月より遅れる場合があります。

また、3月30日（金）までに申請をされない場合は3月サービス提供分も交付対象となりませんので御注意願います。

4 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 承認申請書（別紙様式 3 又は 4）
- ② 処遇改善計画書（別紙様式 2、添付書類を含む）
- ③ 「平成 23 年度福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の承認通知書」の写し
- ④ その他必要書類（就業規則、給与規程、労働保険関係書類）
- ⑤ キャリアパス要件等届出書（別紙様式 6、添付書類含む）

※

※提出書類③～⑤について

③は、平成 23 年度に助成金の承認を受けた事業者のみ添付してください。

④、⑤は、これまでに提出した内容に変更がない場合、添付を省略できます。

※④の「変更」とは、就業規則、給与規程及び労働保険の加入状況の変更等のこと

⑤の「変更」とは、交付率の変動またはキャリアパス要件 I・II 間の変更のこと

⑤について、これまでに提出しておらず、今回の申請時に届出がない場合は、助成金の額が 20%減額されます。

※ 受理印・写しの返送を希望する場合は、写し 1 部と返信用封筒を同封してください。

- (2) 提出部数
- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 府庁に提出の場合 | 1 部 |
| 保健所に提出の場合 | 2 部（正副）。ただし、④及び⑤については 1 部で差し支えありません。 |

5 留意事項

(1) 本助成金については、

- ① 福祉・介護職員の賃金改善に要する費用以外の費用に充ててはならないこと。
- ② 虚偽又は不正の手段により本交付金を受給した場合には支給の停止又は返還を命じること。

とされておりますので、適正な執行をお願いいたします。

- (2) 平成 24 年度の助成金については、平成 24 年 2 月～3 月サービス提供分の 2 ヶ月間のみが対象となります（詳しくは実施要領に記載のとおり）。

これまでの年度とは異なりますので、処遇改善計画書等の書類作成に当たっては十分に注意してください。

(3) 平成23年度助成金の実績報告については平成24年5月末日までに、平成24年度（最大2ヶ月分の）助成金の実績報告については（原則として）平成24年7月末までに提出していただくことになります。

詳細については、追ってお知らせします。